

津市環境基本計画（案）に対する意見募集の結果について

No.	頁	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	P4	第1章 計画の基本的な考え方 2 計画の位置づけ	本計画は、津市環境基本条例第8条の規定を根拠としており、第1項でその目的を、第2項で定めるべき事項を規定しています。「計画の位置づけ」に関する記述はこれら条例の規定に忠実でなければならず、原案はそうになっていません。例えば、「この計画は（略）環境に関する施策の基本的方向を示すもの」と書かれていますが、環境施策の基本方針は条例第7条で既に規定されています。また、本計画は、第8条第2項で「環境の保全及び創造に関する目標」「環境施策」その他の事項を定めるものと規定されています。	現行のままとします。 (理由) ご意見のとおり、本計画は津市環境基本条例第8条の規定を策定根拠としておりますが、現在の課題等を整理した中で今後10年間で取り組んでいく環境施策の方向を示す基本的な計画であると考えています。
2	P10	第3章 津市のめざす環境 1 めざす環境像	原案の「めざす環境像」の文章は、環境像を述べておらず、単なるキャッチフレーズであって実質的な意味は乏しいと考えられます。そもそも、津市環境基本条例では、「めざす環境像」を定めることは求めていません。また、同条例の前文において条例制定目的として「地球環境を視野に入れ、住民等、事業者及び本市が協働して、環境を保全し、及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現する」ことを謳い、第3条で基本理念を、第7条で環境施策の基本方針を定めていることから、この他に「めざす環境像」を定める必要性はありません。条例に基づく計画なので、同条例第8条第2項において定められているとおり、「環境の保全及び創造に関する目標、環境施策その他必要な事項」を過不足無く定めることとすべきです。	現行のままとします。 (理由) めざす環境像は、市民、事業者等、市に共通する今後10年間に津市のめざす環境の姿を示すものと考えており、市民・事業者の皆さんに関心を寄せていただくための効果も期待しているものです。
3	P13	第4章 めざす環境像に向けた 施策の展開 1 《環境目標1》自然と調和 した恵み豊かな環境 (1) 自然環境の保全 【取組む施策】 《生物多様性の保全 《里地・里山・里海の保全》 P14 (2)公益的機能の維持増 進	「鳥・獣害についての現状と対策」 人間が鳥・獣の生活の場を奪ってきた。しかし、鳥・獣が多く繁殖して、里山や耕地を荒し、人の住宅地まで進出し、多大な迷惑をかけている。 地域の農業従事者・耕作者は高齢化の上に意欲を失っていて、津市でも重大な問題となっている。 人間と鳥・獣の共存、共栄を目指し、鳥・獣の数を適正に管理し、多すぎるときは捕殺し、命の大切さを考えながら、シビエ料理や飼料等に利用する道をもっと実現していきたい。	現行のままとします。 (理由) 獣害についての対策が必要なことは認識しております。 獣害に対すると取組みとしては、個別計画である「津市鳥獣害防止計画」において、(1)個体数の調整(2)防護柵の推進(3)地域ぐるみの取組の推進等（獣害対策の3本柱）に取り組んでおり、今後も地域の方々と協力・連携しながら、被害防止に取り組んでいきます。
4	P15 P16	第4章 めざす環境像に向けた 施策の展開 2 《環境目標2》資源が循環 する社会環境 (1) 資源循環の推進 【取組む施策】 《3Rの推進》 《ごみの適正分別と収集》	今回の計画には、数値目標が明記されていません。この計画には馴染まないもので、数値目標を明記することによる大きな効果はないと思います。むしろ数値に振り回され安易な満足を得ることになると推測するので適切な判断と思います。 生ごみを水切りすることによる軽量化はある程度は必要なかもしれませんが、水分含有量が減少すると燃えやすくなり、焼却炉の高温、劣化の進行に配慮する必要がありますがあるのではないのでしょうか。 ゴミの排出量は現在の文化生活を続ける限り、大きく減少することはなく、経済活動と正の相関があります。 ゴミの分別を守らないため、毎年、清掃車数台が火災によって廃車になることを知っている市民は多くないと思います。例えば、紙類を綴じている金属は取り除くことが望ましいように、可能な限りより適切な分別に努めるべきです。 ゴミゼロ社会を目指すことよりも持続可能な社会の確立に向けて市民意識の向上に務める地道な活動が今後も必要と思われる。	現行のままとします。 (理由) 具体的数値目標については、一般廃棄物処理基本計画において、設定し実現に向けて取り組んでいきます。 また、生ごみの水分については、焼却施設の維持の面ではご意見のとおり的一面もありますが、現在排出されている生ごみの水分含有量が約75%あることを考慮すると、今以上に水切りによる水分量を減らしても施設の維持管理上は影響は出ないと考えことから、生ごみの水切りを推進していきます。 ごみの分別については、ご意見のように、ごみの適正分別やリサイクル等の重要性を様々な媒体、機会を活用して情報発信し、市民意識の向上を図っていきます。

5	P16	<p>第4章 めざす環境像に向けた施策の展開 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境 (1) 資源循環の推進 【取り組む施策】 《ごみの適正分別と収集》 《廃棄物の適正処理》</p>	<p>「アルミ箔を資源物に生かす」 日本では鉱石のボーキサイトがとれず、アルミニウムは貴重な資源です。可燃ごみとして灰にせず、アルミイオンの害は不明なので困難でも再資源化してほしい。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>(理由) 本市では、アルミ缶や鍋焼きうどんの容器は資源化しており、アルミ箔の資源化は、限りある資源の保全やごみ減量にもつながる取組と認識しています。 しかし、アルミ箔については、フィルムや紙などの複合材として使用されている製品があります。 このようなことも踏まえ、「分かりやすいごみの分別」や「やさしいごみの出し方」「負担の少ないごみ分別収集体制の充実」を図っていく中の研究課題の一つとして検討しますが、今後の取組としては、まずは、紙ごみの資源化の促進を図っていきます。</p>
6	P17	<p>第4章 めざす環境像に向けた施策の展開 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境 (2) 新エネルギーの適正な普及 【取り組む施策】 《省エネルギー対策の推進》</p>	<p>《省エネルギー対策の推進》 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の平成27年の制定を受けて、一定規模以上の建築物（非住宅）では省エネ基準への適合が義務付け等されました。産業部門や運輸部門が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めており、建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠とされています。そのため、本計画においても、（公共建築だけでなく）建築物全般における省エネルギー対策の促進強化に取り組む旨を記述すべきだと思います。また、住宅においては省エネルギーは法律上義務にはなっていませんが、省エネルギー性能の高い住宅建設や設備導入を促進するため、市民の意識啓発や住宅事業者の協力等を記述すべきではないでしょうか。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>(理由) 建築物全般の省エネルギー対策の促進への取組については、《省エネルギー対策の推進》ア～オでは、市内の公共施設でのエネルギーの効率的な使用を図るとともに、市民・事業者の方々へも、それぞれの立場で省エネルギー化に取り組んでいただくよう啓発活動を行っていきます。 また、P24、25 第5章 計画の実現に向けての取組では、市民・事業者などが自らの活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくする意識の向上が大切であることから、環境に関わる情報を様々な機会を捉えて発信していきたいと考えています。 ご意見の省エネルギー対策の促進（性能の高い住宅建設や設備導入）についても、これらの啓発活動の中で情報発信を行い、市民や事業者の意識の向上を図っていきます。</p>
7	P18	<p>第4章 めざす環境像に向けた施策の展開 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境 (1) 衛生的な生活環境の保全 【取り組む施策】 《空き地・空き家等の適正管理》</p>	<p>【現状と課題】で記述している「空き家が流通しやすい環境の整備と利活用の促進が必要」に対応して【取り組み施策】においても、不動産業界、住宅リフォーム業界、建築士等の専門家との連携協力の下、空き家の流通・有効活用の促進に努める旨を記述すべきだと思います（有効な住宅リフォームによる需要の掘り起こし、建築士の協力による耐震診断・耐震改修が重要かつ必要ですので、それらの協力を明記すべきと考えました）。</p>	<p>現行のままとします。</p> <p>(理由) 現在、本市では、空き家ネットワークみえ【(一社)三重県建築士事務所協会、(一社)三重県不動産鑑定士協会、三重県司法書士会、三重県土地家屋調査士会、(一社)三重県建設業協会、東海税理士会三重県支部連合会、(公社)三重県宅地建物取引業協会】と連携し、空き家の無料相談会を開催するなど、空き家問題に取り組んでいます。 P18【取り組む施策】《空き地・空き家等の適正管理》イ資産価値のあるうちに賃貸や売却が行われるなど、空き家が住宅ストックとして利活用される流通環境の構築に取り組む際には、ご意見のとおり、各専門家の協力が不可欠であり、連携して取り組んでいきます。</p>